

複写厳禁

様式第12号(第12条関係)

刈谷み減第194-53号

一般廃棄物処分業許可証

住 所 刈谷市大正町6丁目203番地
氏 名 (法人は名称及び代表者名)
ヒラテ産業有限会社
代表取締役 平手 藤章 様

令和2年1月31日付けの一般廃棄物処分業許可申請書は、適当と認めましたので、下記のとおり許可します。

令和2年3月13日

刈谷市長 稲垣 武



記

- 事業の範囲
 - 業種 一般廃棄物処分業(食品残渣の堆肥化)
 - 廃棄物の種類 一般廃棄物
- 許可期間 令和2年4月1日から令和4年3月31日
- 営業区域 刈谷市内
- 許可条件
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則、刈谷市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例等の関係法令を遵守すること。
 - 一般廃棄物の処分は、常に最善の方策のもとに行い苦情のないように努めること。
 - 許可申請書に記載されている事項に相違ないこと。
 - 許可の取消し、業務の廃止等が生じた場合、これに対して異議の申し立て及び補償金等の支払いは求めることはできないものとする。
 - 毎月の実績報告書は翌月の10日までに提出すること。
※許可期間内に実績のない場合は許可更新の対象となりません。
- その他 申請内容に変更が生じたときは速やかに変更届けを提出すること。